

協議第56号 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

介護保険事業の取扱いについて

1. 介護保険事業について、1市2町1村で差異のないものについては、現行のとおりとする。
2. 1市2町1村で差異のあるものは、次のとおりとする。
 - (1) 第1号被保険者保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度(保険料改定年度)から保険料を統一する。
 - (2) 介護給付費準備基金については、合併時に全額持ち寄る。
 - (3) 第1号被保険者の普通徴収の納期については、平成17年度から8期徴収とする。
 - (4) 利用料の軽減及び保険料の徴収猶予については、菊池市の例により合併時から実施する。
 - (5) 認定調査事務については、合併までに調整する。
 - (6) 介護保険事業計画策定委員会及び介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

平成16年 9月 2日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

協議項目		介護保険事業の取扱い		関係項目	介護保険事業の取扱い		
調整の内容		1. 介護保険事業について、1市2町1村で差異のないものについては、現行のとおりとする。 2. 1市2町1村で差異のあるものは、次のとおりとする。 (1) 第1号被保険者保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度(保険料改定年度)から保険料を統一する。 (2) 介護給付費準備基金については、合併時に全額持ち寄る。					
		現況				調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	第1号被保険者(65歳以上)						・第1号保険者の保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度(保険料改定年度)から保険料を統一する。
	保険料基準額(H15~H17)		3,775円	3,300円	3,200円	3,400円	
	第1段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者及び生活保護世帯 (基準額×0.5×12月)	22,650円	19,800円	19,200円	20,400円	
	第2段階	市町村民税世帯非課税者 (基準額×0.75×12月)	33,975円	29,700円	28,800円	30,600円	
	第3段階	市町村民税本人非課税者 (基準額×1.0×12月)	45,300円	39,600円	38,400円	40,800円	
	第4段階	市町村民税本人課税者 (合計所得金額が基準所得金額未満) (基準額×1.25×12月)	56,625円	49,500円	48,000円	51,000円	
第5段階	市町村民税本人課税者 (合計所得金額が基準所得金額以上) (基準額×1.5×12月)	67,950円	59,400円	57,600円	61,200円		
介護給付費準備基金 (平成15年度末)		29,242千円	1,155千円	1,662千円	0千円	・合併時に全額持ち寄る。	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		介護保険事業の取扱い		関係項目	介護保険事業の取扱い		
調整の内容		(3) 第1号被保険者の普通徴収の納期については、平成17年度から8期徴収とする。					
		現況				調整の具体的内容	
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
賦課期日		毎年4月1日	毎年4月1日	毎年4月1日	毎年4月1日		
市町村別内容	第1号被保険者(普通徴収)	納期数	6期	6期	6期	10期	・第1号被保険者の普通徴収の納期については、平成17年度から8期徴収とする。 ・納期 第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月末日
		第1期	4月1日から4月30日	4月1日から4月30日	7月1日から7月30日	6月1日から6月30日	
		第2期	6月1日から6月30日	6月1日から6月30日	8月1日から8月31日	7月1日から7月30日	
		第3期	8月1日から8月31日	8月1日から8月31日	9月1日から9月30日	8月1日から8月31日	
		第4期	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	10月1日から10月31日	9月1日から9月30日	
		第5期	12月1日から12月31日	12月1日から12月31日	11月1日から11月30日	10月1日から10月31日	
		第6期	2月1日から2月末日	2月1日から2月末日	12月1日から12月31日	11月1日から11月30日	
		第7期				12月1日から12月25日	
		第8期				1月1日から1月31日	
		第9期				2月1日から2月28日	
第10期				3月1日から3月31日			
納付書発送		郵送	郵送	郵送	郵送	・現行のまま新市に引き継ぐ。	
納付方法		市役所窓口、金融機関	町役場窓口、金融機関	村役場窓口、金融機関	町役場窓口、金融機関		
振替日		月末	月末	月末	月末		

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		介護保険事業の取扱い	関係項目	介護保険事業の取扱い				
調整の内容								
		現況			調整の具体的内容			
市	町	村	名	菊池市		七城町	旭志村	泗水町
市 町 村 別 内 容	保 険 給 付	居 宅 サ ー ビ ス		訪問介護 (ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 (入浴サービス) 訪問看護 (居宅における看護) 通所介護 (デイサービス) 短期入所生活介護 (福祉施設でのショートステイ) 痴呆対応型共同生活介護 (グループホーム) 特定施設入所者生活介護 (老人ホームでの介護サービス) 福祉用具貸与 (介護用ベッド、車いす等の貸与) 福祉用具購入 (入浴、排泄機器等の購入費の支給) 住宅改修 (手すり、段差の解消等) 訪問リハビリテーション (居宅における機能訓練) 居宅療養管理指導 (医師等による療養上の管理と指導) 通所リハビリテーション(デイケア) (デイケア) 短期入所療養介護 (医療施設でのショートステイ) 居宅介護支援 (ケアプランの作成)	同左	同左	同左	・現行のまま新市に引き継ぐ。
		施 設 サ ー ビ ス		介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 介護老人保健施設 (老人保健施設) 介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	同左	同左	同左	

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		介護保険事業の取扱い		関係項目	介護保険事業の取扱い				
調整の内容		(4) 利用料の軽減及び保険料の徴収猶予については、菊池市の例により合併時から実施する。							
		現			況				
市	町	村	名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容	
市 町 村 別 内 容				生活保護を受けていないこと 災害等による場合 収入の著しい減少による場合 特に市長が必要と認める場合	該当なし	該当なし	該当なし	・菊池市の例により合併時から実施する。	
				災害等による場合 収入の著しい減少による場合 特に市長が必要と認める場合 徴収猶予期間 1年以内	災害等による場合 収入の著しい減少による場合 特に町長が必要と認める場合 徴収猶予期間 6カ月以内	災害等による場合 収入の著しい減少による場合 特に村長が必要と認める場合 徴収猶予期間 6カ月以内	災害等による場合 収入の著しい減少による場合 特に町長が必要と認める場合 徴収猶予期間 6カ月以内	・菊池市の例により合併時から実施する。	
				社会福祉法人による低所得者に対する 利用者負担の減免 特別養護老人ホーム ・介護費負担、食費負担、日常生活費負担 通所介護・短期入所生活介護 ・介護費負担、日常生活費負担 訪問介護 ・介護費負担	同左	同左	同左	・現行のまま新市に引き継ぐ。	
				福祉用具購入費 ・利用者負担の上限額 10万円 住宅改修費 ・利用者負担の上限額 20万円 施設介護サービス費	同左	同左	同左	同左	・現行のまま新市に引き継ぐ。
				災害等による場合 収入の著しい減少による場合 生活困窮者 ただし、生活保護法の規定に基づく 被保護者を除く	同左	同左	同左	同左	・現行のまま新市に引き継ぐ。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		介護保険事業の取扱い		関係項目	介護保険事業の取扱い			
調整の内容		(5) 認定調査事務については、合併までに調整する。 (6) 介護保険事業計画策定委員会及び介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。						
		現 況				調整の具体的内容		
市	町	村	名	菊池市	七城町		旭志村	泗水町
市 町 村 別 内 容	介護認定調査事務	認定調査員 (直営)	看護師	嘱託 3人		嘱託 1人	嘱託 2人	・認定調査事務については、合併までに調整する。
			保健師			嘱託 1人		
			介護支援専門員					
			その他					
			合計	3人		2人	2人	
		調査委託	委託先	・申請者が県外滞Inの場合は、滞In先の事業所に委託している。	・社会福祉法人 愛敬会 ・七城町社会福祉協議会 ・申請者が県外滞Inの場合は、滞In先の事業所に委託している。	・あさひが丘荘居宅介護支援事業所 ・申請者が県外滞Inの場合は、滞In先の事業所に委託している。	・孔子の里居宅介護支援センター ・泗水居宅介護支援事業所 ・西合志居宅介護支援事業所 ・申請者が県外滞Inの場合は、滞In先の事業所に委託している。	
		委託料	在宅	3,150円	3,150円	3,150円	3,150円	
			施設	2,625円	2,625円	2,625円	2,625円	
		調査件数(年間) (平成14年度実績)	直営	1,742件		265件	630件	
			委託	10件	412件	55件	83件	
	介護認定審査会		菊池広域連合に設置 (構成市町村1市6町1村) 広域連合の14合議体により、審査判定を実施している。	同左	同左	同左	・現行のまま新市に引き継ぐ。	
	介護保険事業計画策定委員会	名称	菊池市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	七城町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	旭志村生きがいづくり委員会	泗水町老人保健福祉計画推進委員会	・介護保険事業計画策定委員会及び介護保険運営協議会については、新市において新たに設置する。	
		委員数	40人以内	40人以内	20人以内	18人		
	介護保険運営協議会	名称	菊池市介護保険運営協議会	まちづくり推進協議会(福祉部会)	旭志村生きがいづくり委員会	該当なし		
		委員数	9人	7人	20人以内			

協議項目		介護保険事業の取扱い				関係項目															
		現				況															
市町村名		菊池市				七城町				旭志村				泗水町							
要介護者数 (各年度)			H12	H13	H14	H15		H12	H13	H14	H15		H12	H13	H14	H15		H12	H13	H14	H15
	要支援	99	114	137	160	64	71	73	70	28	23	21	28	80	86	71	67				
	要介護1	210	260	273	329	45	57	72	75	35	45	46	60	114	115	123	139				
	要介護2	163	189	221	217	49	24	32	34	33	25	36	35	70	63	82	95				
	要介護3	103	109	145	154	31	29	22	23	20	23	33	32	35	37	46	64				
	要介護4	151	143	144	156	29	34	34	33	28	39	31	34	32	35	50	51				
	要介護5	109	128	142	144	26	34	41	43	19	14	24	30	41	36	40	54				
	計	835	943	1,062	1,160	244	249	274	278	163	169	191	219	372	372	412	470				
在宅・訪問サービス支給 限度額と自己負担額		(単位：円)																			
	要介護度	支給限度額(1カ月)		自己負担額(1カ月)																	
	要支援	61,500		6,150																	
	要介護1	165,800		16,580																	
	要介護2	194,800		19,480																	
	要介護3	267,500		26,750																	
	要介護4	306,000		30,600																	
	要介護5	358,300		35,830																	
内容																					

参考資料 介護保険事業の取扱いについて

<p>《根拠法令等》</p> <p>不均一賦課について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の合併の特例に関する法律 ・厚生労働省老健局介護保険課見解 (平成14年6月24日付事務連絡) <p>介護保険事業計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法 	<p>(地方税法に関する特例)</p> <p>第10条 合併市町村は、合併関係市町村の総合の間に地方税の賦課に関し著しい不均一があるため、又は市町村の合併により継承した財産の価格若しくは負債の額について合併市町村相互の間において著しい差異があるため、その全域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。</p> <p>介護保険の保険料は、負担の公平の観点から、一つの保険者においては一つであることが原則である。しかしながら、広域連合、合併その他の広域化を行う場合において、関係市町村間で保険料の著しい格差があるため、全区域にわたって均一の保険料を賦課することが著しく衡平を欠くこととなり、ひいてはこれにより広域化を阻害すると認められるような事情がある場合には、経過的な措置として、その衡平を欠く程度を限度に不均一の賦課を行うことが許容されるものと考えられる。</p> <p>ただし、不均一賦課が認められる期間については、国民健康保険料や地方税（市町村の合併の特例に関する法律第10条）における取扱いとの均衡も踏まえ、広域化を行う事業運営期間及びその次の事業運営期間とすることが適当である。</p> <p>また、不均一賦課によって、広域化後の保険者において、本来徴収すべき保険料総額が不足することのないよう留意することが必要である。</p> <p>(市町村介護保険事業計画)</p> <p>第117条 市町村は、基本方針に則して、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>H12年度 H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度 H18年度 H19年度 H20年度 H21年度 H22年度</p> <p>- 第1期事業計画(H12～H16)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> <p>第1期保険料運用期間 (H12～H14)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> <p>第2期事業計画(H15～H19)</p> <p>第2期保険料運用期間 (H15～H17)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> <p>第3期事業計画(H18～H22)</p> <p>第3期保険料運用期間 (H18～H20)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;"> <p>第4期事業計画(H21～H25)</p> <p>第4期保険料運用期間 (H21～H23)</p> </div> </div>
---	--

参考資料

新市の介護保険料
 ・ 決め方
 ・ 調整方針

介護保険制度について

介護保険の財源構成
 ・ 介護保険法

年々、高齢者人口が増加する為、適正なサービス量を見込むことを目的に3年ごとに保険料を見直す。保険料を見直すにあたっては、介護保険事業計画策定委員会が設置され、検討される。

- ・ 利用者の意見 ・ 高齢者の実態把握 ・ 将来のサービス量の見込み ・ 基盤整備の必要性

保険料負担が利用者に与える影響を考慮しながら、保険料を定める。

- * 介護が必要なときに必要なサービスを受けられるように適正な介護サービス量を把握することが必要である。
- * 年度途中での保険料の変更は、利用者に混乱を招く結果となる。
- * 利用者負担の公平・公正を保ち、合併による新市の一体性を確保する観点からも合併後、できるだけ早い時期からの保険料の統一が望ましい。

少子高齢化の進展に伴い、従来のような家族による十分な介護が困難となってきた。介護を必要とする状態になっても自立して生活を送ることができるように介護を社会全体で支える仕組みを提供するのが、この制度である。

《高齢者の自立支援》・・・高齢者自身の希望を尊重し、その人らしい自立した質の高い生活が送れるよう、社会的に支援することが基本である。法第1条（目的規定）において、要介護状態になってもその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう必要なサービスを行なう・・・と規定されている。また、社会保険方式を採用していることから財政的にも自立支援の仕組みとして、高齢者自身の助け合いの仕組みを国民で支える制度である。

第7章 費用等 第1節 費用の負担（第121条～）

介護に必要な財源は、国、都道府県、市町村が負担する。「公費」と利用者が納める「保険料」で賄われている。
 費用負担割合（全国ベース）

利用者負担（1割）				
公 費	国費（25%）	定率（20%）	保険料 *注1	第1号保険料 18% （65歳以上）
		調整交付金（5%）*注2		第2号保険料 32% （40歳～64歳）
	都道府県（12.5%）	市町村（12.5%）		

*注1 給付費の半分は、保険料財源で賄われます。保険料は、第1被保険者と第2号保険者の平均的な1人当たりの保険料がほぼ同じ負担水準となるよう、それぞれの負担割合が定められています。当該割合は、保険料改定基準年度ごとに（3年毎）推移を勘案して定められます。（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令 第5条関係）

*注2 国は、全市町村の総給付費の5%に当たる額を「調整交付金」として交付します。これは、市町村間の財政力格差調整するために使われますから、個々の市町村毎にみると5%未満のところや、5%を超えて交付されるところもあります。（例えば調整交付金7%の保険者は、第1号保険料の割合が16%に減少される。）

参考資料

・介護保険法

(国の負担)

第121条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の100分の20に相当する額を負担する。

2 第43条第3項、第44条第6項、第45条第6項、第55条第3項、第56条第6項又は第57条第6項の規定に基づき条例を定めている市町村に対する前項の規定の適用については、同項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額は、当該条例による措置が講ぜられないものとして、政令で定めるところにより算定した当該介護給付及び予防給付に要する費用の額に相当する額とする。

(調整交付金)

第122条 国は、介護保険の財政の調整を行うため、第1号被保険者の年齢階級別の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村に対して調整交付金を交付する。

2 前項の規定による調整交付金の総額は、各市町村の前条第1項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額(同条第2項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定を適用して算定した額。次項において同じ。)の総額の100分の5に相当する額とする。

3 毎年度分として交付すべき調整交付金の総額は、当該年度における各市町村の前条第1項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額の見込額の総額の100分の5に相当する額に当該年度の前年度以前の年度における調整交付金で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該見込額の総額の100分の5に相当する額から減額した額とする。

(都道府県の負担)

第123条 都道府県は、政令で定めるところにより、市町村に対し、介護給付及び予防給付に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。

2 第121条第2項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について準用する。

(市町村の一般会計における負担)

第124条 市町村は、政令で定めるところにより、その一般会計において、介護給付及び予防給付に要する費用の額の100分の12.5に相当する額を負担する。

2 第121条第2項の規定は、前項に規定する介護給付及び予防給付に要する費用の額について重用する。

老人保健福祉計画と介護保険事業計画との関係

老人保健福祉計画

地域における老人福祉事業に関する総合計画

- ・介護保険給付サービス、介護保険給付対象サービス等の確保など、地域全体の高齢者全体に係る政策目標等

介護保険給付対象外サービス、地方単独事業によるサービスの供給体制の確保

- ・日常生活用具給付等 ・高齢者在宅生活支援事業（配食等） ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・在宅介護支援センター ・高齢者生活福祉センター
- ・保険事業等

措置対象者の把握、サービス提供の方策等

介護保険事業計画

地域における要介護者等の（介護保険給付対象者）の現状把握

要介護者等の個別需要把握

必要となる介護保険給付対象サービスの見込量

[対象サービス]

- ・訪問介護 ・訪問入浴 ・訪問看護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 ・痴呆対応型共同生活介護 ・特定施設入所者生活介護 ・福祉用具貸与 ・福祉用具購入 ・住宅改修 ・訪問リハビリ ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリ ・短期入所療養介護 ・居宅介護支援（ケアマネジメント） ・特例居宅介護サービス ・介護福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護療養型医療施設（療養型病床群等） ・市町村特別給付対象サービス

サービス見込量に係る供給体制の確保のための整備方策

事業者間の連携の確保等、介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業

人材確保または、資質向上のために講ずる措置

事業見込に関する事項

参考資料

介護保険事業計画見直しの内容

1. 計画策定の趣旨

(1) 法令等の根拠・・・介護保険法第117条

市町村は、基本指針に即して、3年ごとに5年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

2. 計画策定の方法

- ・策定委員会による検討

3. 事業計画見直し

- ・3年ごとに5年を1期とする計画策定

4. 事業計画の進行管理

5. 高齢者等の現状と今後の推移

- (1) 高齢者人口の推移・・・町内人口、高齢者人口、被保険者等の現状及び将来推計
- (2) 高齢者の生活の状況・・・世帯構成、住居の状況、元気、要援護別など
- (3) 要援護者等の推移・・・要援護者の現状及び将来推計

6. 介護サービスの現状と課題

- (1) 在宅サービス・・・利用状況、供給量、利用意向、問題点等
- (2) 施設サービス・・・同 上
- (3) その他・・・同 上

7. 介護サービスの見込量

- (1) 在宅サービス・・・サービスの種類ごとの見込量推計
- (2) 施設サービス・・・同 上
- (3) その他・・・同 上

8. 介護サービス見込量確保のための方策

- (1) 在宅サービス
- (2) 施設サービス
- (3) その他
- (4) 人材の見込数及び確保方策

9. 事業費の見込み

- ・総介護費用の見込み（H15～H17）

10. その他

- ・老人保健福祉計画との調整

参考資料 介護保険事業の取扱いについて 先進地事例

鹿本地域合併協議会（H17. 1.15合併予定）

調整内容

- 1 介護保険事業について、1市4町で差異のないものについては、現行のとおりとする。
- 2 1市4町で差異のあるものは、次のとおりとする。
 - (1) 介護保険事業計画については、第2期事業運営期間の終期である平成17年度までの間は、旧市町の計画の集合体をもって新市の計画として取りあつかうものとする。
 - (2) 第1号被保険者の保険料については、第2期事業運営期間の平成17年度までは、現行のとおりとし、平成18年度から統一する。ただし、第3期事業運営期間の保険料が急激な負担増となる場合は、平成18年度から3年間を不均一賦課とし、第4期事業運営期間の平成21年度から統一する。
 - (3) 第1号被保険者の保険料の納期については、鹿本町の例により平成17年度から統一する。
 - (4) 鹿本町が行っている市町村特別給付の実施の有無については、新市において検討する。

上天草市（H16. 3. 31合併）

調整内容

- 1 被保険者の資格管理等については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- 2 要介護認定・要支援認定については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- 3 保険給付については、4町に相違がないため、現行のとおり新市へ引き継ぐ。
- 4 介護保険事業計画については、次期計画を基に合併までに調整し、新市において新たに策定する。
- 5 保険料については、次期介護保険事業計画を基に合併時に統一できるよう調整に努める。
- 6 認定資料関係開示等に伴う資料代については、合併時に統一する。

宇城西部五町合併協議会（H17. 1. 15合併予定）

調整内容

介護保険の重要性を踏まえ、「住み慣れた町で暮らせる」ため、制度を勘案しつつ新市に引き継ぐものとする。

- 1 保険料は15年度事業計画見直し期間が17年度となるため、16年度合併からの当面は現行のままとし、18年度事業計画見直しから統一する。
- 2 納期については、平成16年度までは現行どおりとし、17年度からは10期徴収として三角町の例による。ただし、12月の納期については26日とする。
- 3 納付関係については、納付書発送は郵送とし、口座振替日は平成17年度から毎期26日とする。なお、振替機関は現行の機関を全て対象とする。
- 4 基金貸付については、平成17年度までは、次期介護保険事業計画内につき、同様に貸付金についても17年度までは旧町ごとに保険料に上乘せして徴収し返済するものとする。
- 5 保険料給付（居宅・施設サービス）については、5町相違がないため現行のまま現行のまま新市に引き継ぐ。
- 6 減額の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。ただし、社会福祉法人等減額については合併時に松橋町の例により調整する。なお、独自減額については、新市において調整するものとする。
- 7 認定調査員関連については、合併までに調整する。

参考資料 介護保険事業の取扱いについて 先進地事例

菊池南部四町合併協議会（H17.2.28合併予定）

調整内容

- 1 第1号被保険者の保険料については、新市において速やかに介護保険事業計画策定委員会を設置し、合併後の保険料改定年度（平成18年度）に合わせて適正な保険料を算定し統一を図る。ただし、改定基準年度（平成17年度）までは旧町の例による。
- 2 第1号被保険者の普通徴収の納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、合併年度の翌年度（平成17年度）より統一を図る。ただし、合併する年度（平成16年度）については、それぞれの旧町の例による。
- 3 減免については、次期介護保険事業計画のなかで検討し、平成17年度までは、旧町の例による。
- 4 保険給付については、4町に相違がないので、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、介護サービス等受領委任制度については、大津町及び西合志町の例により、合併までに統一する。
- 5 認定調査については、4町に相違がないので、現行のとおりとし、新市に引き継ぐ。ただし、調査員賃金については、合併までに調整する。
- 6 介護認定審査会の設置、運営に関する事務については、現行のとおり、引き続き菊池広域連合で実施する。
- 7.8 介護保険事業計画策定委員会並びに介護保険運営委員会については、新市においてそれぞれ新たに設置する。ただし、委員構成については、旧町間の均衡に配慮して合併時に調整する。
- 9 介護保険給付費準備基金については、合併時に全額持ち寄る。